

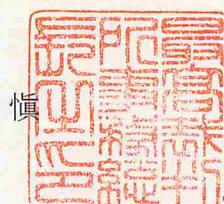
最高裁秘書第699号

令和3年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

2月19日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁判所調査官において上告された裁判記録を読み、「大法廷回付」、「小法廷での評議」、「棄却相当」、「破棄相当」といった分類をして、担当の最高裁判所裁判官に答申を行うことになっていることが分かる、最高裁判所調査官室作成の文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書 1002号

令和3年4月2日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所調査官において上告された裁判記録を読み、「大法廷回付」、「小法廷での評議」、「棄却相当」、「破棄相当」といった分類をして、担当の最高裁判所裁判官に答申を行うことになっていることが分かる、最高裁判所調査官室作成の文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年2月24日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第45号

(2) 謝問日

令和3年3月26日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1003号

令和3年4月2日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

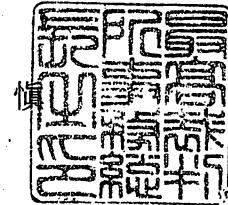
諮問番号 令和2年度（最情）諮問第45号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年3月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所調査官において上告された裁判記録を読み、「大法廷回付」、「小法廷での評議」、「棄却相当」、「破棄相当」といった分類をして、担当の最高裁判所裁判官に答申を行うことになっていることが分かる、最高裁判所調査官室作成の文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、2月19日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所調査官は、最高裁判所裁判官の命を受けて事件の審理及び裁判に關して必要な調査を行うものであり、その事務は裁判事務に属することから、司法行政部門において本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要性はない。

最高裁判所内において、本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

(2) よって、原判断は相当である。